

報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時 8月18日（月）15時00分

標 題	「北海道宿泊税に関する渡島管内事業者（函館市除く）説明会」の開催について
日 時	① 令和7年8月25日（月） 14：30～16：00 ② 令和7年8月26日（火） 10：30～12：00 ③ 令和7年10月1日（水） 14：30～16：00
場 所	① 渡島総合振興局 3階講堂 ② 北斗市総合文化センターかなで〜る 1階大会議室 ③ 長万部町福祉センター 講堂
内 容	宿泊税の円滑な導入に向けて、特別徴収義務者（宿泊事業者）に対し北海道宿泊税の具体的な事務処理に関する説明会を開催します。 （説明会次第） 1 北海道宿泊税条例の制度概要 2 北海道宿泊税の申告納入に係る事務処理、導入スケジュール 3 北海道宿泊税システム整備費補助事業 4 北海道宿泊税に関する周知広報 5 質疑 （参考） 令和6年第4回北海道議会定例会において「北海道宿泊税条例」が可決（令和6年12月27日公布）され、令和7年第2回北海道議会定例会において「北海道宿泊税条例の一部を改正する条例」の可決（令和7年7月16日公布）を経て、令和7年7月31日付けで総務大臣の同意を得られました。また、北海道宿泊税条例は、令和8年4月1日の施行を予定しています。 北海道宿泊税は、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税です。 なお、函館市内の宿泊事業者に対しては、函館市宿泊税の説明会を函館市が開催しますので本説明会の対象から外しております。
取材に当たってのお願い	3会場とも取材は可能ですが、スペース確保のため事前に下記担当までお知らせください。
連 絡 先	渡島総合振興局課税課 担当 村瀬 TEL 0138-47-9044（直通）

配布形式 電子 ☒ ・ 紙 ☐

渡島総合振興局

HP掲載 有 ☒ ・ 無 ☐